

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人にやさしく、自分にきびしく、努力を惜しまない子どもの育成」を教育目標に掲げ、自分も友だちも大切にすることの育成を目指している。そのために人権教育の推進に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称は「いじめ対策委員会」とする。

(2) 構成員

校長、教頭、こども支援コーディネーター、養護教諭、当該学年、SSW、SC
 ※必要に応じて当該学年

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見・事案対処
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

月	内 容	
4	年間計画の確認 児童・保護者への相談窓口周知 職員打ち合わせでの「子どもの様子」報告 学校生活アンケート(にこにこカード)実施・回収 対策委員会①(児童の状況把握と対応検討)	
5	校外学習 職員打ち合わせでの「子どもの様子」報告 学校生活アンケート(にこにこカード)実施・回収 児童サポート全体会 対策委員会②(児童の状況把握と対応検討)	
6	修学旅行、平和の集い、海洋学舎 個人懇談(状況把握) 職員打ち合わせでの「子どもの様子」報告 学校生活アンケート(にこにこカード)実施・回収 対策委員会③(児童の状況把握と対応検討)	

7	職員打ち合わせでの「子どもの様子」報告 学校生活アンケート(にこにこカード)実施・回収 対策委員会④(中間総括：1学期の取り組み検証)	1学期いじめ状況調査 報告(市教委)
8	職員研修	
月	内容	
9	人権参観・人権学級懇談 職員打ち合わせでの「子どもの様子」報告 学校生活アンケート(にこにこカード)実施・回収 対策委員会⑤(児童の状況把握と対応検討)	
10	職員打ち合わせでの「子どもの様子」報告 児童サポート全体会 人権お話し会 校区人権 学校生活アンケート(にこにこカード)実施・回収 対策委員会⑥(児童の状況把握と対応検討)	
11	職員打ち合わせでの「子どもの様子」報告 学校生活アンケート(にこにこカード)実施・回収 対策委員会⑦(児童の状況把握と対応検討)	
12	中学校見学(6年生) 職員打ち合わせでの「子どもの様子」報告 学校生活アンケート(にこにこカード)実施・回収 対策委員会⑧(中間総括：2学期の取り組み検証)	2学期いじめ状況調査 報告(市教委)
1	職員打ち合わせでの「子どもの様子」報告 学校生活アンケート(にこにこカード)実施・回収 対策委員会⑨(児童の状況把握と対応検討)	
2	職員打ち合わせでの「子どもの様子」報告 学校生活アンケート(にこにこカード)実施・回収 児童サポート全体会 対策委員会⑩(児童の状況把握と対応検討)	
3	職員打ち合わせでの「子どもの様子」報告 学校生活アンケート(にこにこカード)実施・回収 対策委員会⑪(総括：年間の取り組み検証)	3学期いじめ状況調査 報告(市教委)

5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、月1回、対策会議を開催し、児童の状況把握と対応の検討を行う。各学期末にはそれまでの取り組みの検証をおこない、いじめ対応がうまくいかなかったケースの反省、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しを行う。

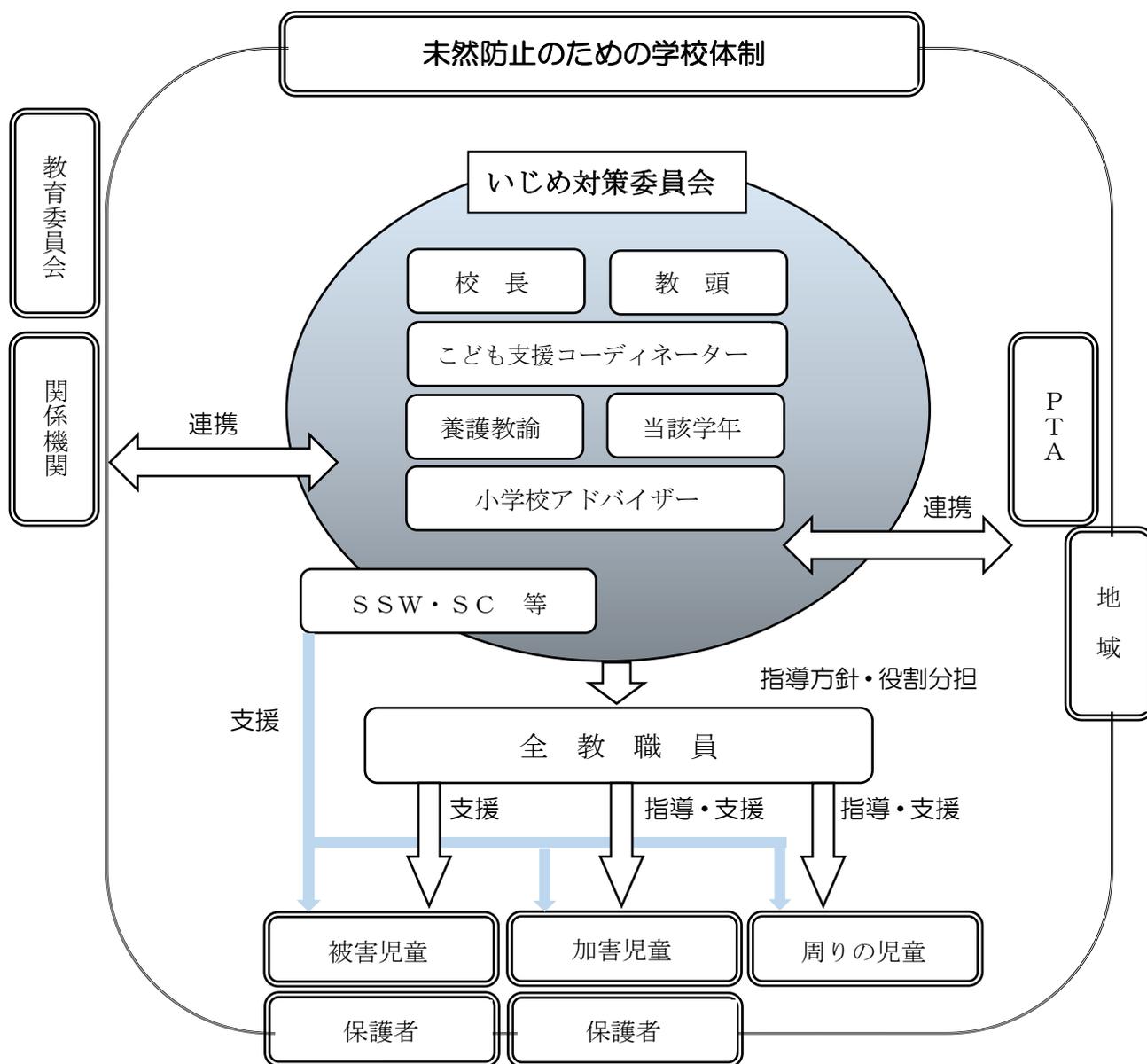
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

児童の安心・安全な学校生活は、いじめの未然防止となる。そのためには、児童と教職員の深い信頼関係を築くこと、また児童一人ひとりが活躍し互いに認め合える集団をつくること計画的に取り組み、成果・課題を継続的に調査、検証することが大切であるとする。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては校内研修や職員会議等において、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、周知、確認する。児童に対しては、全校集会や学級活動等で、継続的にいじめについて取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されないこと」を繰り返し確認させる。また、児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な確認を共有するために、何がいじめなのかを具体的に示したものを掲示板等の目に留まるところに掲示する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育のより一層の充実をはかりつつ、読書活動や宿泊行事、きょうだい学級等の異学年交流によるピア・サポート、個または集団の状況に応じたソーシャルスキル・トレーニングを積極的に活用していく。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、以下を注意して指導にあたる。

- 児童の家庭状況や学習状況、人間関係等による過度のストレスを感じていないか把握に努める。
- 誰もが分かりやすい授業を追求し、ユニバーサル・デザインを取り入れた授業づくりを進める。
- 児童の個性に応じた活動を設定し、一人ひとりが活躍できる集団を目指す。
- 休憩時間の図書館や相談室、運動場の利用等、児童のストレスに対して適切に対応できる場を設定する。
- 児童一人ひとりの個性や特性を理解したうえで、教職員がいじめを助長するような言動がないようにする。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとしては、運動会や学習発表会、各委員会の活動の報告、クラブ活動の発表など、日頃の成果が認められる機会を設定する。また、きょうだい学級の異学年交流、幼保小の相互訪問、小中の出前授業や見学会の実施や、地域行事への参加、地域からのゲストティーチャー招聘など、幅広い様々な人たちに学び、認められる機会を充実させる。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、いじめを体験した人の体験談を聴いたり、視聴覚教材を観たりすることを通して、いじめの問題について意見や感想を持ち、交流をすると共に、いじめをなくす取り組みを学級や児童会へ提起し、主体的に実践していく。また、日常生活の中では、「あいさつを相手に分かるようにする。」「相手に分かるように話す。」「掃除当番や係活動等を協力して行う。」などの基本的な集団生活でのマナーやルールに取り組むと共に振り返りを行い、交流していく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

アンケート調査や個人面談において、児童自らSOSを発信すること及びいじめ情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであるということを教職員は理解し、児童からの相談に対しては、必ず迅速に対応する。

児童は教職員との信頼関係があればこそ、いじめの信号を示すことも可能となり、小さな信号であっても教職員が見過ごしてしまえば、信頼関係も損なわれる。このことを、厳しく意識して、児童が示す初期のいじめの信号を絶対に見逃さないことに全力を尽くし、児童からの信頼関係を維持しつつ対応していくことが大切である。

また、全ての教職員が高いレベルでいじめの早期発見への意識を持つことが重要で、一人ひとりが積極的に児童の日常を把握し、情報交換を行い、共通理解を深めることも必要である。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、以下を実施する。

- 毎週末に、学校生活の振り返り（ニコニコカード）を記入させる。
- 終わりの会で、1日の振り返りを行う。
- 振り返り（ニコニコカード）をもとに面談を行う。

(2) 保護者と連携して児童を見守るために

- 保護者に様々な教育相談の案内をし、教育相談を実施する。（随時）
（必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが対応する。）
- 学級懇談会の議題として取り上げ、情報交換を行う。

(3) 児童とその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用をすすめる。

(4) 文書配布やPTA運営委員会で、保護者へ相談体制を広く周知し、学校アンケートで、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た児童の個人情報の他機関への提供については、事前に使用目的、使用期限を明確に伝え、保護者の了解のもとに行う。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、外部機関とも連携する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たしている必要がある。いじめに係る行為が、少なくとも3か月間を目安に止んでいること・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることである。上記の2つの要件を満たしていても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。教職員は、相当の期間、被害・加害児童を見守るとともに、被害児童とその保護者に対しての面談により、「解消」の判断の一助とする。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害児童を日常的に見守る必要がある。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

いじめが疑われる事案の発生

(1) いじめが疑われる場合

担任 ⇒ 校長・教頭・こども支援コーディネーター

管理職指示（誰が、いつ、どこで、誰に聞くか）のもと、実態把握を行う。

実態把握のポイント

- ①他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所等留意する。
- ②複数の場合には、同時刻に個別に聞き取りを行う。
- ③聞き取りには十分配慮し、5W1Hを基本として丁寧に行う。

(2) いじめの通報を受けた場合

校長は、直ちに実態把握を指示し、その事実確認の結果を教育委員会に報告する。

いじめが認知された場合

いじめが認知されなかった場合

ささいなトラブルであっても、丁寧に対応し、経過を見守る。



いじめ対策委員会の開催

校長・教頭・こども支援コーディネーター・養護教諭・当該学年

【早期解決に向けて】

- (1) 聞き取った情報を共有する。
- (2) 子どもへの指導内容（誰が、いつ、どこで、）を協議・確認する。
また、被害児童の心のケアについても協議し、最善を考える。
- (3) 保護者への連絡内容（誰が、いつ、どこで、何を、どう伝えるか）を協議・確認する。
保護者への連絡については、できるだけ家庭訪問等直接顔を見て丁寧に伝える。
- (4) 教育委員会に報告する。
- (5) 事案の性質から、必要に応じて警察への相談や通報をする。
- (6) インターネットいじめの場合には、プロバイダに連絡し、削除を求める。

【いじめられた児童への対応】 担任・こども支援コーディネーター・養護教諭・管理職

- (1) いじめられた児童の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除くように努める。
 - (2) 信頼できる人（親しい友人や教員や家族など）と連携し、寄り添う体制をつくる。
 - (3) 「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊心を高める。
 - (4) いじめられた児童の長所を見つけ、認めることで自信をもたせる。
- ※ いじめに係る行為が止んでいることを、3か月間を目安に見守りや面談を行う。

【いじめた児童への対応】 担任・こども支援コーディネーター・管理職

- (1) いじめる児童には、毅然とした態度で指導を行う。
 - (2) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
 - (3) 教師のいないところでもいじめが続くことも留意して指導にあたる。
 - (4) 児童の状況に応じて、反省を促すための個別指導を実施する。
- ※ いじめに係る行為が止んでいることを、3か月間を目安に見守りを行う。

【いじめられた児童の保護者への対応】 担任・こども支援コーディネーター・管理職

- (1) いじめについて学校が把握している実態や経緯を隠さず伝える。
- (2) 誠意ある対応を心がける。
- (3) いじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。
- (4) 解決するまで継続的に家庭との連携を図る。

【いじめた児童の保護者への対応】 担任・こども支援コーディネーター・管理職

- (1) いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- (2) いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示し、家庭でも十分に言い聞かせてもらうよう要請する。

【学級・全体指導】 担任・こども支援コーディネーター

- (1) 学級会や学年集会などで、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- (2) いじめを自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを見たらすぐに先生に伝えるよう指導する。
- (3) いじめにあった児童の気持ちと、それにそった指導の道筋を常に考える。

第5章 その他

この基本方針は、いじめ対策委員会が行う検証により改善が必要な事項をいじめ対策委員会の決定によって、改正できるものとする。

平成26年（2014年）3月 7日策定

平成30年（2018年）3月23日改定